

平の兩名と周隆祥を通訳として会見し東亜新秩序建設を現想とする日支相互の同志として共産主義及侵略的帝國主義より開放して東亜を再建設し且之が為今事件を解決せんが為めの方法手段に就て協議せり

右協議の結果日華協議記録及同諒解事項に記名し又日華秘密協議記録に就ては完全に意見一致し且別紙日本政府声明案を参考の為め支那側代表に閲読せしめたり

右の中日華協議記録及同諒解事項並日華秘密協議記録は夫れ夫れ東京及重慶に持帰り日支相方の同志に異存なきに於ては上海及香港の連絡者を通して其旨回答し茲に始めて効力を発生し汪精衛等は直に工作の実行に着手するものとす

其二 日華協議記録及同諒解事項並日華秘密協議記録

日華協議記録及同諒解事項並日華秘密協議記録左の如し

日華協議記録

昭和十三年十一月二十日、日本側影佐禎昭、今井武夫の兩名は中国側高宗武、梅思平の兩名と左記の如き内容を協議成立せり

左記

第一 日華兩國は共產主義を排撃すると共に侵略的諸勢力より東亜を解放し東亜新秩序建設の共同理想を實現せんが為め相互に公正なる關係に於て軍事政治、經濟、文化、教育等の諸關係を律し善隣友好、共同防共、經濟提携の實を挙げ強固に結合す之が為左記條件を決定す

第一條 日華防共協定を締結す

其内容は日独伊防共協定に準じて相互協力を律し且日本軍の防共駐屯を認め内蒙地方を防協特殊地域となす

第二條 中国は滿洲国を承認す

第三條 中国は日本人に中国内地に於ける居住、營業の自由を承認し日本は在華治外法權の撤廃を許容す

又日本は在華租界の返還をも考慮す

第四條 日華經濟提携は互惠平等の原則に立ち密に經濟合作の實を挙げて日本の優先權を認め特に華北資源の開發利用に關しては日本に特別の便利を供与す

第五條 中国は事變の爲生じたる在華日本居留民の損害を補償するを要するも日本は戦費の賠償の要求せず

第六條 協約以外の日本軍は日華兩軍の平和克復後即時撤退を開始す

但し中国内地の治安恢復と共に二年以内に完全に撤兵を完了し中国は本期間に治安の確立を保証し且駐兵地点は相方會議の上之を決定す

第二 日本政府に於て右時局解決条件を發表せば汪精衛氏等中国側同志は直に蔣介石との絶縁を闡明し且東亞新秩序建設の爲め日華提携並反共政策を聲明すると共に機を見て新政府を樹立す

昭和十三年十一月二十日

日本側

中国側

影佐禎昭

今井武夫

高宗武

梅思平

日華協議記録諒解事項

- 一 第一条の防共駐屯は内蒙及連絡線確保の為平津地方に駐兵するものとす
- 又其駐兵期間は日華防共協定有効期間とす
- 二 第四条の優先権とは列国との同一条件の場合に日本に優先権を供与するの意とす
- 三 日本は事変の為め生じたる難民の救済に協力す

昭和十三年十一月二十日

日本側  
中国側

日華秘密協議記録

日華兩國は東亜新秩序を建設し善隣として強固に結合せんが為め今後左記諸条件の実行を為す

第一条 日華兩國は東洋の新秩序建設の為め相互に親日親華教育並政策を実施す

第二条 日華兩國は蘇聯邦に対し共同の宣伝機関を設置し且軍事攻守同盟条約を締結し平時に在りては相互に情報を交換し内蒙並其連絡線確保の為め必要なる地域には日本軍を新疆には中国軍を駐屯して協力し戦時に在りては共同作戦を実行す

第三条 日華兩國は共同して東洋の半植民地的地位より漸次開放し日本は中国を援助して一切の不平等条約を撤廃せしむ之が為め協力して所要の処置を講ずるものとす

第四条 日華兩國は東洋の經濟復興を目的として經濟的に合作し其具体的弁法は別に研究す

尚經濟合作は中国以外の南洋等に於ても同一主義を以て合作す

第五條 右條項実施の爲め日華兩國は必要なる委員を置く

第六條 日華兩國は成るべく重細垂に於ける日華兩國以外の諸国を本協定に加盟するに努む

昭和十三年十一月二十日

### 其三 協議の経緯

第一 日本側協議記録案に対する支那側意見左の如し

「第一条防共協定の締結には異議なきも日本軍の防共駐屯を内蒙に限定せられ度しとの意見を強硬に主張したれ共連絡線確保の名義にて平津地方に駐兵することを容認せしめ之を諒解事項とせり

但し駐兵期間を年限を以て限定せられ度との主張に対しては防共協定有効期間として之を納得せしむ

尚蒙疆の辞句は蒙古及新疆と誤解せらるる恐ありと称したるを以て之内蒙地方と改めたり